

ご利用
ください

確定申告の相談

市役所本庁と各支所において、令和元年分所得の申告相談
を開設しますので、ぜひご利用ください。

※申告相談にご来場の際は、医療費の領収書の集計や営業・農業・不動産所得の収支
内訳書を作成するなど事前準備が必要です。

申告相談に必要な持ち物

- 利用者識別番号の確認書類（4ページ下部を参照）
※利用者識別番号と個人番号は別のものになります。
- 個人番号通知カード（マイナンバーカード）
- 給与・年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得の場合は収支内訳書
- その他所得が確認できる書類
- 所得控除の証明書、領収書など
- 印鑑
- 本人確認書類（免許証・健康保険証など）
- 国税庁から送付されてきた「お知らせハガキ（通知書）」
- 還付となる場合は口座番号などが確認できるもの
- 昨年度の申告書控（お持ちの方のみ）

確定申告の相談日

会 場	相談日（土・日・祝日を除く）
市役所本庁（地下）	2月17日（月）～3月16日（月） ※本庁のみ3月7日（土）と3月14日（土）の 午前9時から午後4時まで開設します。
丹 生 川 支 所	3月 2日（月）～3月 6日（金）
き よ み 館	2月25日（火）～2月28日（金）
荘川総合センター	3月10日（火）～3月13日（金）
一 之 宮 支 所	2月19日（水）～2月21日（金）
虹 流 館 く ぐ の	2月26日（水）～3月 3日（火）
燦 燦 朝 日 館	3月 9日（月）～3月11日（水）
高 根 支 所	3月 4日（水）～3月 6日（金）
こくふ交流センター	2月17日（月）～2月27日（木）
上 宝 支 所	3月 5日（木）～3月12日（木）

- 開設時間はいずれも午前8時30分～午後5時15分です。
- 例年、いずれの会場も相談日初日から数日間は大変混み合います。待ち時間が大変長くなりますのでご注意ください。
- 清見支所、荘川支所、高根支所では、地区ごとに相談日を設けます。詳細は町内会を通じてお知らせします。

（問合）税務課 ☎35-3626

ご注意
ください!! 市が行う各会場では
次の申告相談はお受けできません

- 青色申告
 - 土地・建物、株式などを売却した場合の譲渡所得
 - 住宅ローン控除（令和元年入居初年分）
 - 贈与税、消費税、地方消費税
- これらの申告は、市民文化会館の申告会場（高山税務署開設）などをご利用ください。

高山税務署からのお知らせ

（問合）高山税務署 ☎32-1020

確定申告相談会場を開設します

- 相談対象** 令和元年分所得税及び復興特別所得税
個人事業者の消費税及び地方消費税
贈与税
- 開設期間** 2月17日（月）～3月16日（月） 土・日を除く
- 開設時間** 午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）
- 開設場所** 市民文化会館4階大会議室（昭和町1）

- ※会場ではパソコンを利用した申告書の作成を行っています。
- ※申告の際にはマイナンバーカードなど本人確認書類が必要です。
- ※提出のみの方は、高山税務署（名田町3）でも受付しますが、期間中は税務署内では申告書の作成サポートを行っていません。

国税庁ホームページで申告書を作成!

「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、自動計算され申告書が作成できますので、印刷し郵送等により税務署へ提出してください。
※マイナンバーカードなどの写しの添付が必要です。
※申告期間中は24時間作成可能です。

また、一定の準備と手続きをすることにより、パソコンから電子送信（e-Tax）で提出することも可能です。この場合は本人確認書類の添付は不要です。

詳しくは [作成コーナー](#) [検索](#)

令和元年分の申告及び納付期限のお知らせ

次の期限までに申告し、金融機関または税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、確定申告会場や税務署に納付書が用意してあります。

所得税及び復興特別所得税・贈与税……3月16日（月）
消費税及び地方消費税 …………… 3月31日（火）

安心して便利な「振替納税」をぜひご利用ください

〈振替納付日〉
所得税及び復興特別所得税 …………… 4月21日（火）
消費税及び地方消費税 …………… 4月23日（木）